

ちょっとした高さの作業に注意！

脚立等の安全使用のため、対策を講じましょう！



脚立等は、**ちょっとした高さ**の作業を行う際に非常に便利な道具です。しかし、**ちょっとした高さ**だとしても、墜落すると、骨折や、場合によっては死亡災害に繋がることが珍しくありません。

事業主の皆様におかれましては、脚立等の安全な使用方法を把握していただき、安全使用のためのルール作りを行った上で、脚立等を使用させるようにお願いします。

ちょっとした高さでの脚立等の労働災害事例

年齢	休業見込	負傷程度	墜落高さ	事例
60代	4か月	膝骨折	60cm	脚立がしっかりと開いていない（ストッパーが固定されていない）状態で使用し、作業中に転落した。（ 製造業 ）
50代	3か月	足骨折	1m	高い位置の場所で作業をしようとして脚立を昇ろうとしたところ、脚立の足が動きバランスを崩した。（ 小売業 ）
30代	2か月	足首骨折	1m	高い位置に少し手が届かなくて、椅子の上で背伸びをしたところバランスを崩し、後ろ向きに転落した。（ 小売業 ）
50代	2か月	手首骨折 腰打撲	1m弱	設備の清掃のため脚立を使用していたところ突発的に声をかけられ、対応しようとしたところ足が滑ってバランスを崩した。（ 飲食業 ）
50代	5日	すねを 5針縫う	80cm	新築工事現場にて3段の脚立の天板（高さ約80cm）に乗り、天井の清掃作業をしていたところ、足を踏み外した。（ 建設業 ）



裏へ



厚生労働省

ひと、くらし、
みらいのために

Ministry of Health, Labour and Welfare

相模原労働基準監督署

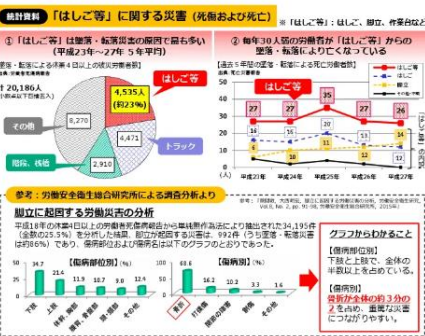


ちょっとした高さでの災害ばかりですよ。脚立等による災害の傾向、どんなことに気を付けるべきか等について、下記のリーフレットが参考になりますので、ダウンロードしてみてください。

労働者、雇主の皆さまへ はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ご自身の用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する場合があります。しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多発発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。このリーフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

- ポイント1** はしごや脚立に関する災害発生原因の特徴を踏まえ安全対策をとり、**想定される危険を常に予期しながら、はしごや脚立を使用しましょう。**
- ポイント2** はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる**床面の滑り・ローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討しましょう。**
- ポイント3** はしごや脚立を使用する際は、高さ1m未満の場所での作業であっても**墜落時保護用のヘルメットを着用して、頭部の負傷を防ぎましょう。**



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めてください。

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)
 年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)
 現場名 確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 閉止止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する（3段目以下よりよい）
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項
脚立（労働安全衛生法28条）
 1 丈夫な構造
 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
 3 脚と水平面との角度を55度以下とし、折りたがみのものは、角座を確実に固定するための金具等を要する
 4 踏み間は作業を安全に行うための必要面積を有する

高さ2m以上の作業時は、墜落防止用器具の使用も必要です！
 「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」（リーフレット）も確認してください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

厚生労働省 脚立 リーフレット



エイジフレンドリーガイドライン

（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン、以下「ガイドライン」)を策定しました。働く高齢者の特性に応じたエイジフレンドリーな職場環境を創見してまいります。



働く高齢者が定年退職後、65歳以上の高齢労働者の割合は約10%で、1.5倍に増加。特に高齢労働者の割合を高める必要があると認識されています。



このガイドラインは、働く高齢者の割合を増やすためのガイドラインとして策定されています。このガイドラインは、働く高齢者の割合を増やすためのガイドラインとして策定されています。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

厚生労働省では、働く高齢者をはじめ、すべての方が安心・安全に働ける職場を作っていただけけるよう、「エイジフレンドリーガイドライン」を作成しています。是非ご覧ください。

エイジフレンドリーガイドライン



厚生労働省
 Ministry of Health, Labour and Welfare

相模原労働基準監督署